

## 所得税の確定申告相談 住民税の申告 始まります

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎0795-43-0396

### ■申告期間

2月16日(金)～3月15日(水)

9時～12時、13時～15時

※土曜日、日曜日、祝日を除く

### ■申告場所

加東市役所2階 201会議室

### ■対象

令和6年1月1日時点で、加東市に住民登録がある方

### ■対象所得

令和5年1月1日～12月31日の所得

### 所得税の確定申告が必要な方

- ◆自営業、農業などの事業による収入がある方  
(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)
- ◆生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方
- ◆公的年金等受給者で、次のいずれかに該当する方
  - 年金収入金額が400万円を超える方
  - 年金以外の所得金額が20万円を超える方
- ◆土地、建物等の貸付けまたは譲渡による収入がある方
- ◆給与所得者で、次のいずれかに該当する方
  - 給与収入金額が2,000万円を超える方
  - 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- ◆給与以外の所得金額が20万円を超える方
- ◆令和5年1月1日から12月31日までの間に退職し、年末調整を受けなかった方

### ■市で受付できる申告相談

- 給与所得者および年金受給者にかかる申告
- 白色申告(おおむね事業等所得300万円以下の方)
- 住民税申告

### ■市で受付できない申告相談

- 初年度の住宅借入金等特別控除
- 共有持分の住宅借入金等特別控除
- 譲渡所得(株の譲渡を含む)
- 先物取引に係る雑所得等
- 青色申告
- 高額な事業所得
- 雑損控除
- 損失の繰越にかかるもの
- 過年の所得税の申告
- 消費税、相続税、贈与税にかかるもの等

### 住民税申告が必要な方

- ◆非上場株式に係る配当所得がある方
- ◆シルバー人材センター・外交員などの報酬がある方
- ◆加東市の国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者で、収入がない方(国民健康保険税等が軽減される場合があります)
- ◆源泉徴収票に記載された扶養内容や所得控除の内容に変更がある方(住民税額が変わる場合があります)

- ◇所得税で確定申告した内容は住民税の計算にも反映されます。
- ◇今回の申告から、所得税と住民税で課税方式が統一されるため、上場株式等の配当や譲渡による所得などについて異なる課税方式を選択することができなくなります。

### ● 申告に必要なもの ●

- (1)申告者の顔写真付きの本人確認書類  
例)マイナンバーカード、運転免許証、在留カード
- (2)申告者の個人番号が確認できる書類  
例)マイナンバーカード、個人番号通知書  
※代理人が申告する場合は、申告者本人の(1)、(2)両方の写しが必要です。
- (3)給与、公的年金等にかかる源泉徴収票、報酬等支払調書
- (4)事業所得(営業・農業所得)または不動産所得の場合は、あらかじめ作成された年間の収支内訳書 ★
- (5)諸控除の証明書(国民年金、生命保険、地震保険などの保険料の控除証明書)
- (6)医療費控除を受ける場合は、あらかじめ作成された医療費控除の明細書 ★
- (7)寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領証、寄附金控除に関する証明書
- (8)還付申告の場合は、振込先が確認できる申告者名義の通帳等

- ◇給与所得、退職所得および公的年金等の源泉徴収票は、必ず持参してください。  
(再発行については勤務先等の発行元にお問い合わせください。)
- ◇申告する場合、ふるさと納税ワンストップ特例は適用されませんので、受領証を持参してください。
- ◇申告内容によって、上記以外に必要なものがありますので、事前にご確認ください。  
書類不足の場合は受け付けできないことがあります。



★様式を市ホームページに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

